

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十号

庁 中 一 般
地 方 事 務 所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十六号鳥取縣地方事務所
長專決処分規程の一部を次のように改正し昭和二十四年
六月二十日からこれを適用する。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 經濟課に関する事項中「一、林業要員ニ關スル
事務監査ニ關スルコト(重林細一七)」の次に次の一
号を加える。

一、生産過程木材輸送ノ運送承認申請書認証ニ關ス
ルコト(各省共告一ノ三)

告示

◇鳥取縣告示第三百三十一号

昭和二十二年閣令内務省令第八條の規定により市町村農
地委員会委員の総選挙に立候補しようとする者で覺書に
掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日
を次の通り指定する。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年七月八日から

同 年七月二十一日まで

◇鳥取縣告示第三百三十二号

指定物資輸送証明規則第四條第二項の規定によつて左の
ものを出荷証明書発行者として登録した。

本書ノ大半ツハ國定規格 A 5 判

昭和二十四年七月一日 金 曜 日
第 二 千 二 十 四 号

00752

昭和二十四年七月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
登録記号番号 鳥取縣第壹号
鳥取縣シンク衣料品商業協同組合
鳥取縣第貳号
鳥取縣購買農業協同組合連合会

◇鳥取縣告示第三百三十三号
木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定に基き次のように登録した。
昭和二十四年七月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住所	氏名	材種	登録番号	登録年月日	営業所工場的位置
八頭郡若櫻町若櫻四六四	矢部頼治	木材業	鳥取縣24受林第一〇二二号	昭和二十四年五月十日	住所に同じ
同	同	製材業	同二〇二二号	同	同
同九三〇ノ一	矢部木材有限会社	木材業	同二〇四二号	同	同
同	同	製材業	同二〇四二号	同	同
同智頭町三吉六九	谷口木材株式会社	木材業	同二〇四三三三	同五月二十日	同
同	同	製材業	同二〇四四号	同	同
岡山縣英田郡大原町古町 一七八ノ一	船曳木材商事株式会社	木材業	同二〇三三三	同六月十日	八頭郡社村 江波田尻六五四
東伯郡安田村八幡三〇三	松田輝彦	同	同二〇二四号	同	住所に同じ
八頭郡用瀬町別府一〇二二	用瀬木材株式会社	製材業	同二〇二五号	同	同

00753

住所	氏名	材種	登録番号	登録年月日	営業所工場的位置
鳥取市西町二〇一	鳥取林産株式会社	同	同二〇四七号	同	鳥取市東品治町六ノ一三
岩美郡本庄村本庄三二二ノ二	岡田長平	木材業	同二〇四八号	同	住所に同じ
東伯郡浦安町金市二七六	竹林多一	同	同二〇三〇号	同	同
同旭村曹源寺三三三	安本松太郎	同	同二〇三三三	同	同
同小鹿村神倉九二七	岩山清	同	同二〇三二二	同	同
同浦安町金市二七六	竹林多一	製材業	同二〇三三三	同	同
同八橋町保九ノ二	崎山大吉	同	同二〇三四号	同	同
西伯郡大幡村吉長一二	鬼頭木材店岸本営業所	木材業	同二〇四二二	同	同
東伯郡小鴨村中河原五六二	中野元位	製材業	同二〇五三三	同	東伯郡小鴨村中河原五七一
同八橋町保九六	桑本友好	木材業	同二〇五三二	同	住所に同じ
同北谷村大河内三八七	佐々木榮	製材業	同二〇五三〇	同	同上大境三五〇
日野郡江尾町江尾 一七五ノ二	伯耆製函有限公司	木材業	同二〇六二二	同六月二二日	住所に同じ
同	同	製材業	同二〇六二三	同	同
東伯郡倉吉町瀬崎町 二七四九ノ一	森産業株式会社	同	同二〇六二四	同	東伯郡矢送村 山口淺井谷二五
岩美郡浦富町浦富 一七七八ノ一	竹本義治	木材業	同二〇六二五	同	住所に同じ
鳥取市立川町一丁目二二	赤松一二	同	同二〇六二六	同	鳥取市吉方町八一八ノ一〇
同二階町一丁目四五	太島木材株式会社	同	同二〇六二七	同	住所に同じ

鳥取縣告示第三百三十四号

健康保険法、船員保険法に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		保険医氏名	指定年月日
	名称	所在地		
外科、整形外科	弓場外科医院	米子市花園町四〇	弓場 正史	昭和二十四年六月一日
内科	世良医院	同立町二丁目八六	世良 英弥	同
産婦人科	川原産科婦人科医院	同加茂町一丁目三三	川原 良雄	同
内科、小兒科	遠藤医院	西伯郡大高村高一、二八九	遠藤 壽夫	同
内、外、皮秘科	岸田医院	東伯郡以西村竹之内屋敷三五九	岸田 道生	同 六月十五日
内、小科	齊藤医院	同淺津村淺津一八六ノ三	齊藤 鈴子	同

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百三十五号

昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百五十八号(水の販売價格(製氷業者直売價格)の統制額指定の件)はこれを昭和二十四年六月十八日に廃止する。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣告示第三百三十六号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水産物の公認荷受機関として登録した

- 昭和二十四年七月一日
- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、登録者の住所氏名
鳥取縣東伯郡倉吉町大字明治町一〇三二ノ一
東伯郡購買農業協同組合連合会
会長 磯 江 義 博
- 二、登録の種類
加工水産物公認荷受機関
- 三、登録番号
第十二号
- 四、取扱水産物の種類
加工水産物
- 五、業官所又は事業場の位置
東伯郡倉吉町大字明治町一〇三二ノ一
東伯郡購買農業協同組合連合会

鳥取縣告示第三百三十七号

耕地整理施行のため西伯郡大和村の字区域を次の通り変更する。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区域変更調		現在 区域		変更 区域	
大字名	字名	地番	地目	大字名	字名
佐陀藤ノ木	九ノ一	田	佐陀原田	藤ノ木	一五
原田	一四	同	同	同	三一〇
同	二五ノ三	同	同	同	六
越前	二六	同	原田	同	四〇〇
同	二七	同	同	同	一一〇
同	二八	同	同	同	二一五
同	二九	同	同	同	全筆
同	三〇	同	同	同	二〇〇
同	三八	同	谷田橋ノ東一	同	一〇〇
同	三九	同	同	同	二〇〇
五反田	四〇	同	西海道ノ上	同	一〇〇
同	四〇	同	五反田沖	同	一〇六
同	四一	同	谷田橋ノ東二	同	二〇〇
五反田沖	五九	同	五反田	同	七〇〇
同	六〇	同	同	同	一、七二〇
同	六二	同	同	同	七

00758

鳥取縣告示第三百四十二号

耕地整理施行のため日野郡根雨町の字区域を次のように変更した。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区域変更調

現在区域	大字名	字名	地番	地目	大字名	字名	反別附記
高尾星ノ宮	三四一	田	高尾中祖	二			
同	三四二	同	同	七二二			
中祖	四一七	一	同	小吹家ノ下モ二			
同	四一四	同	同	五			
小吹家ノ下モ	四一八	一	同	中祖	三		
同	四二〇	一	同	三〇〇			

鳥取縣告示第三百四十三号

西伯郡大和村耕地整理組合の換地処分については昭和二十四年七月一日附で認可した。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百四十四号

日野郡根雨町高尾耕地整理共同施行地区の換地処分については昭和二十四年七月一日附で認可した。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百四十五号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により日野郡江尾町議會議員候補者につき賞書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年七月一日から
同 年七月五日まで

00759

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第十七号

政治資金規正法第十三條第一項及びこれを準用する第十八條の規定により提出のあつた政党協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書（鳥取市長、鳥取市議會議員補欠選挙に関するもので精算されたもの）の要旨は左のとおりである。

昭和二十四年七月一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

政党協会その他の団体の收支に関する報告書受理要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條第一項及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十四年四月十八日
至同 年五月四日

（鳥取市長選挙に関する分）
鳥取市議會議員補欠

三、報告書要旨

政党協会その他の団体名

政党協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附の総額		一件千円以上の支出の総額		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
救国青年連盟鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	昭二四、五、二三
国民協同党鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	同
社会革新党鳥取縣連合結成準備会	1	1	1	1	1	1	同
鳥取縣東部労働組合協議会	1	1	1	1	1	1	同
日本共産党鳥取縣委員会	1	1	1	1	1	1	同 五、二〇

同	鳥取營業所分会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、九
同	倉吉營業所分会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、二
同	米子營業所分会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、七
同	鳥取支店分会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、一〇
同	民主自由党鳥取縣支部	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、三
同	因幡部会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、二
同	岩美支会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、一〇
同	東伯部会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、二
同	西伯部会	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、三
同	民主党鳥取縣支部	1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	同	五、三

四、主要な寄附者及び支出

政党協会その他の団体名 寄附の総額 件数 寄附者の氏名又は団体名 職業 住所又は主たる事務所の所在地

1、救国青年聯盟	1,000,000	1	上村 周平	土木請負業	西伯郡光徳村
鳥取縣支部	500,000	1	谷口幸太郎	農業	八頭郡西郷村
2、日本共産党	500,000	1	中村 晃	社員	鳥取市川端
鳥取縣委員会	500,000	1	永峰 莖二	なし	東京都宮ヶ丘
	500,000	1	井上 一郎	同	鳥取市西町

110,000,000	1	米村 健	旅館業	米子市西倉吉町
1,000,000	1	山田 賢造	市議会議員	鳥取市西品治
1,000,000	1	前田 勇	農業	岩美郡宇倍野村
2,500,000	1	山本 達夫	同	同
1,000,000	1	野田 麻子	同	同
5,000,000	1	田中 秀次	弁護士	鳥取市西町
5,000,000	1	山崎 季治	同	同
1,000,000	1	組原 政男	同	同
1,000,000	1	田中 常平	社長	同東品治
3,000,000	1	中谷 明治	農業	八頭郡佐治村
1,000,000	1	山口又次郎	医師	鳥取市玄好町
600,000	1	宮田眞喜男	農業	八頭郡中村
800,000	1	高原 榮一	同	氣高郡寶木村
900,000	1	谷口 智雄	同	岩美頭宇倍野村
500,000	1	小林甚太郎	同	同
700,000	1	山本徳太郎	洋品店	鳥取市若櫻町
500,000	1	中尾 恒八	印房	同川外大工町
500,000	1	涌島 義博	社員	同西町

3、同因幡地区委員会

三、〇〇〇、〇〇	一	西川 徳弥	市議會議員	同末廣町通
一、〇〇〇、〇〇	一	国岡 太郎	材木店	八頭郡智頭町
一、〇〇〇、〇〇	一	国岡 一繁	同	同
一、〇〇〇、〇〇	一	南條 行造	同	同
一、〇〇〇、〇〇	一	鳥取貨物自動車労働組合	同	鳥取市西町
二、〇〇〇、〇〇	一	中田 義正	弁護士	同東町
一、〇〇〇、〇〇	一	西村 邦造	会社員	同永樂町
三、〇〇〇、〇〇	一	森中 豊治	社員	同西町
五、〇〇〇、〇〇	一	鳥取燐寸会社	同	同吉方
三、〇〇〇、〇〇	一	木村繁太郎	社長	同行徳
一、〇〇〇、〇〇	一	岡本 廉道	自轉車店	同片原町
三、〇〇〇、〇〇	一	西尾柳右衛門	会社員	同的場
一、〇〇〇、〇〇	一	安東正太郎	醬油店	八頭郡智頭町
五、〇〇〇、〇〇	一	平尾 忠治	農業	同
五、〇〇〇、〇〇	一	森田 弘	同	同大村
五、〇〇〇、〇〇	一	寺本 庄平	同	同隼村
一、〇〇〇、〇〇	一	仲市 実	社長	鳥取市古市
三、〇〇〇、〇〇	二	前川 政子	新聞社員	同西町

一、〇〇〇、〇〇	一	松本 修一	農業	岩美郡岩井町
一、〇〇〇、〇〇	一	吉村 元藏	同	同本庄村
一、五〇〇、〇〇	二	林 義男	土建業	鳥取市桶屋町
一、一〇〇、〇〇	二	松山 和男	書記	同西町
九三七、二〇	一	井上 一郎	同	同
六四五、〇〇	一	野口 宏	学生	同吉方
六〇〇、〇〇	一	勝部 徳雄	同	同
五〇〇、〇〇	一	湊 光朝	農業	西伯郡中浜村
二、〇〇〇、〇〇	一	中田 義正	弁護士	鳥取市御弓町
一、〇〇〇、〇〇	一	安東正太郎	なし	八頭郡智頭町
六六五、〇〇	一	中谷 甚鉄	同	鳥取市駅前
三、九〇〇、〇〇	二	木島 庄平	書記	八頭郡若櫻町
三、〇〇〇、〇〇	一	池内 新藏	なし	鳥取市元大工町
三、〇〇〇、〇〇	一	林原 嘉武	水産業会専務	同吉方
二、四〇〇、〇〇	一	西橋喜代雄	学生	同馬場町
一、〇〇〇、〇〇	一	岡本 鹿道	組合員	同藪片原(電産労組内)
三、〇〇〇、〇〇	一	木村繁太郎	社長	同行徳
一、〇〇〇、〇〇	一	竹本 節	なし	同掛出町

4、同東伯地区委員会五、〇〇〇、〇〇〇

三、〇〇〇、〇〇〇	西尾柳右衛門	社長	同古市(大同木材株式会社内)
七、〇〇〇、〇〇〇	山本工業株式会社	同三軒屋	
一、一〇〇、〇〇〇	種子 稔	喫茶店	東伯郡浦安町
二、〇〇〇、〇〇〇	香川 正治	農業	同上小鴨村
五〇〇、〇〇〇	西村 晉藏	土木建築請負	同倉吉町
五〇〇、〇〇〇	河越 行三	菓子製造	同八橋町
七五〇、〇〇〇	朝連東伯支部倉吉分会		同倉吉町
二、〇〇〇、〇〇〇	岡本 睦男	染物業	同
一、五〇〇、〇〇〇	山崎 孝昌	印刷技術	同
六〇〇、〇〇〇	松岡 治	技術員	同
一、〇〇〇、〇〇〇	駒井 政義	農業	同
七〇〇、〇〇〇	中井 長年	同	同
一、〇〇〇、〇〇〇	大松 茂	菓子製造	同
一、〇〇〇、〇〇〇	徳田 義教	農業	同上北條村
八〇〇、〇〇〇	足羽 幸人	同	同
二、六〇〇、〇〇〇	菊本 勝成	細胞オルグ	同八橋町
一、五〇〇、〇〇〇	小前 昭二	農業	同旭村
三、〇〇〇、〇〇〇	徳本 幸榮	同	同八橋町

二、三五〇、〇〇〇	赤本 力藏	同	同
一、〇〇〇、〇〇〇	松田 正徳	木材業	同
一、〇〇〇、〇〇〇	太田愛之助	下駄屋	同
一、六九〇、〇〇〇	安田 又男	農業	同南谷村
二、七〇〇、〇〇〇	鈴木 嘉壽	同	同
一、二〇〇、〇〇〇	吉村 一夫	同	同北谷村
二、七〇〇、〇〇〇	川原喜久男	同	同大誠村
一、三〇〇、〇〇〇	田熊 一英	教員	同
五五〇、〇〇〇	三谷 茂之	労務者	同下北條村
一、八〇〇、〇〇〇	田江 弘	同	同
一、八六〇、〇〇〇	村岡 清巳	農業	同榮村
三、〇〇〇、〇〇〇	山口 成正	同	同下北條村
一、七六〇、〇〇〇	野間田辰夫	同	同赤碕町
六〇〇、〇〇〇	山口 義行	労務者	同倉吉町
三、二三〇、〇〇〇	村岡 享	農業	同榮村
九〇〇、〇〇〇	村岡 一雄	同	同
一、一九〇、〇〇〇	家森 亘	同	同
一、五〇〇、〇〇〇	山田純一郎	同	同長瀬村

一、〇〇〇、〇〇〇	齊尾 嘉久	協同組合長	同中北條村
八〇〇、〇〇〇	中江 豊	精米業	同下北條村
五、〇〇〇、〇〇〇	那是製糸倉吉工場		同倉吉町
二、〇〇〇、〇〇〇	福井木工所		同
二、〇〇〇、〇〇〇	河田 勉三	木材業	同
一、〇〇〇、〇〇〇	北岡 信親	医師	同
一、〇〇〇、〇〇〇	福井 義夫	木材業	同
二、〇〇〇、〇〇〇	海田 政治	竹材業	同
一、〇〇〇、〇〇〇	深田 義人	農業	同社村
七〇〇、〇〇〇	松田 清松	地方事務所長	同倉吉町
一、〇〇〇、〇〇〇	齊木よしの	なし	同
六〇〇、〇〇〇	反波金太郎	木材業	同
五〇〇、〇〇〇	徳岡 万吉	書店	同
一、〇〇〇、〇〇〇	生田 才藏	農業	同上北條村
一、〇〇〇、〇〇〇	早川 忠篤	印刷業	同倉吉町
一、〇〇〇、〇〇〇	近池 利勝	農業	同浦安町
五〇〇、〇〇〇	福井 岩雄	同	同西郷村
〇〇〇、〇〇〇	宇崎 正頼	映画館経営	同倉吉町

二、〇〇〇、〇〇〇	鳥取縣建築業協會中部々会	同	
一、〇〇〇、〇〇〇	渡辺 菊市	木材業	同
一、〇〇〇、〇〇〇	中村 一治	料理屋	同
七〇〇、〇〇〇	中島 一己	旅館業	同
一、〇〇〇、〇〇〇	米原 佳雄	会社員	同
一、〇〇〇、〇〇〇	北村 松吉	電氣商	同
五〇〇、〇〇〇	松本 由之	同	同
一、〇〇〇、〇〇〇	米村 健	旅館業	米子市西倉吉町
一、〇〇〇、〇〇〇	佐々木壯一	化粧品	同紺屋町
一、〇〇〇、〇〇〇	稲田 稔	なし	同中町
三、一六〇、〇〇〇	森川 敏夫	古物	西伯郡淀江町
一、〇〇〇、〇〇〇	門脇 修	洋裁	米子市東町
一、〇〇〇、〇〇〇	山崎 登	書籍	同
六、〇〇〇、〇〇〇	矢田貝経春	役場吏員	西伯郡縣村
二、三〇〇、〇〇〇	亀井 義治	漁業	同境町
一、二〇〇、〇〇〇	足鹿 覚	農業	米子市灘町
五〇〇、〇〇〇	妹尾 三男	官吏	同弥生町
五〇〇、〇〇〇	小西 宗晴	商業	同法勝寺町
6、	日本社会党鳥取縣連合会伯西支部		
7、	同 米子支部		
5、	同伯西地区委員会		

00770

二、支出	一、〇〇〇、〇〇〇	一	條田伊三郎	公吏	同加茂町
	五〇〇、〇〇〇	一	松本定吉	旅館業	同万能町
	五〇〇、〇〇〇	一	小田印刷所		同朝日町
政党協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的		
1、日本共産党	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二	米原昶選挙資金		
鳥取縣委員会					
	二〇、五〇〇、〇〇〇	一	給料		
	二〇、八八九、〇〇〇	六	党費		
	二四、〇〇〇、〇〇〇	二	納金		
	六、五〇〇、〇〇〇	三	旅費		
	二、五五〇、〇〇〇	一	資料代金		
	二、〇六〇、〇〇〇	一	フィルム代金		
	八、〇〇〇、〇〇〇	一	宣傳費		
	一五、一八〇、〇〇〇	一	印刷代金		
	五、〇〇〇、〇〇〇	一	自動車賃		
	四、〇〇〇、〇〇〇	三	事務所借料		
	二、〇八〇、〇〇〇	一	電燈設備費		
2、同因幡地区委員会					
	二八、九六二、五〇〇	六	党費		
	二五、五〇〇、〇〇〇	一三	人件費		
	四、三一〇、六〇〇	四	配給品代金		
	七、五〇〇、〇〇〇	一	幻燈機		
	一、〇〇〇、〇〇〇	一	食費		
	六、七八六、四〇〇	四	党費		
	一三、五〇〇、〇〇〇	六	給料		
	八六、五〇五、〇〇〇	一	家屋買入代内金		
	七、〇三四、〇〇〇	四	電話料		
	一、〇〇〇、〇〇〇	一	机購入代金		
	一六、〇一〇、五〇〇	五	党費		
	二、〇〇〇、〇〇〇	二	手当		
3、同東伯地区委員会					
	一八七〇、〇〇〇	一	電話料		
	五、〇〇〇、〇〇〇	一	机購入代金		
4、同伯西地区委員会					

00771

一〇、五九〇、〇〇〇	四	電話料
一、五〇〇、〇〇〇	一	旅費
五、四五〇、〇〇〇	三	紙代金
一、三〇〇、〇〇〇	一	会場借入代金
一、四六四、〇〇〇	一	電話加入権税
一、二〇〇、〇〇〇	一	家屋費
四、〇〇〇、〇〇〇	二	給料
六、五〇〇、〇〇〇	四	手当
五、〇〇〇、〇〇〇	一	事務所借料
一、〇〇〇、〇〇〇	一	旅費

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第十九号
 政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた救国青年党の解散の際の收支に関する報告書の要旨は左のとおりである。
 昭和二十四年七月一日
 鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸
 政党協会その他の団体の解散の際の收支に関する報告書要旨
 一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
 二、期間 自昭和二十四年一月一日 至同 二月二十日
 三、報告書の要旨

政党協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附	一件千円以上の支出	一件五百円以上の寄附	一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
救国青年黨		総額	総額	総額	総額	昭和二四、五、一二

四、主要なる寄附者及び支出なし

